

笠間市の花・木・鳥募集について

笠間市は、豊かな自然に恵まれ先人たちがはぐくんできた歴史や文化を生かし「住みよいまち訪れてよいまち笠間市」を目指しています。

そのためには、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を保存し、市民一人ひとりの自然愛護と環境美化の意識を高め、郷土の緑や花を愛し、野鳥に親しむ心を培うことが必要です。

今回、恵まれた自然を次代に継承し、心の豊かさを養うことを目的として、「愛され」「親しまれ」笠間市のシンボルとしてふさわしい市の花・木・鳥を市民の皆さんから広く募集します。

笠間市の 花・木・鳥

あなたが考える 笠間市の 【花・木・鳥】 は何ですか？

※ 詳しい申込方法は、裏面をご覧ください。

募集基準（花・木・鳥共通）

- (1) 笠間市のイメージにふさわしいもの
- (2) 笠間市の歴史、文化、自然になじみの深いもの
- (3) 笠間市を象徴するもの

応募できる人

笠間市に在住、通勤・通学している人。年齢制限はありません。

◆ 制定された市の花・木・鳥に応募された人の中から抽選で記念品を贈呈します。

【参考】 旧市町の花・木・鳥

	花	木	鳥
笠間市	きく	かしわ	めじろ
友部町	きく	もくせい	うぐいす
岩間町	すずらん	さくら	—

市民憲章 検討委員

笠間市の市民憲章等検討委員会の委員募集について

笠間市民の心構え、自主的行動の規範として、郷土愛、市民道徳、生活規範についての市民の心のよりどころとなる市民憲章を制定するとともに、市のシンボルとしての市の花、市の木、市の鳥を制定するため、笠間市市民憲章等検討委員会を設置します。検討するのに当たり、市民参画を進める観点から市民の皆さんから委員の公募を行います。

応募資格

- (1) 笠間市に在住もしくは笠間市に通勤・通学している18歳以上の人
- (2) 平成18年度中に4回程度(平日)開催する委員会に出席可能な人

募集人員

3人とし、応募多数の場合は応募書類による審査により選考します。



【市民憲章検討委員】
【花・木・鳥】とも

応募期限

6月28日(水) 必着

◆ 問合せ先 ◆

笠間市 合併管理室
〒309-1792 笠間市中央3-2-1
TEL 77-1101(内線571) (友部・笠間地区から)
37-6611(内線571) (岩間地区から)
FAX 0296-78-0612
電子メール gappei@city.kasama.lg.jp
ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp>



笠間市の花・木・鳥の応募用紙

※ 花のみ、木のみ、鳥のみの応募もできます。

	なまえ	選んだ理由
花		
木		
鳥		

※ お一人様1点限りとなります。

※ 応募用紙は、ホームページ、市役所、各支所、各図書館、各公民館から入手できます。

※ 郵送、電子メール、ファックスでも応募できます。

- 直接お持ちの場合
市役所(合併管理室・市民活動課)
各支所(地域総務課)
各図書館、各公民館
- 郵送などの場合
市役所(合併管理室)あて

(ふりがな) 氏名	----- 年齢()
住所	
電話番号	
備考	[市外在住の人は、勤務先(学校名)を記載してください]

市民憲章等検討委員の応募方法

◆応募資格

- (1) 笠間市に在住もしくは笠間市に通勤・通学している18歳以上の人
- (2) 平成18年度中に4回程度(平日)開催する委員会に出席可能な人

◆提出書類

- (1) 氏名(ふりがな)、住所、性別、年齢、職業(勤務先)、電話番号を記入したもの
【様式は問いませんが、なるべくA4判の用紙を使用してください。】
- (2) 「作文」：応募の動機やまちづくりに対する考えなどを800字程度で記述したもの
【様式は任意、作文の題名は自由とします。】

◆提出方法

直接持参・郵送・ファックス・電子メールで、【笠間市役所 合併管理室】に提出してください。

締切り

6月28日(水) 必着

【花・木・鳥】

【市民憲章等検討委員】

いずれの問合せ先も、こちら

笠間市 合併管理室
〒309-1792 笠間市中央3-2-1
TEL 77-1101(内線571)〈友部・笠間地区から〉
37-6611(内線571)〈岩間地区から〉
FAX 0296-78-0612
電子メール gappei@city.kasama.lg.jp